

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（高岡市決定）

都市計画木津地区地区計画を次のように決定する。

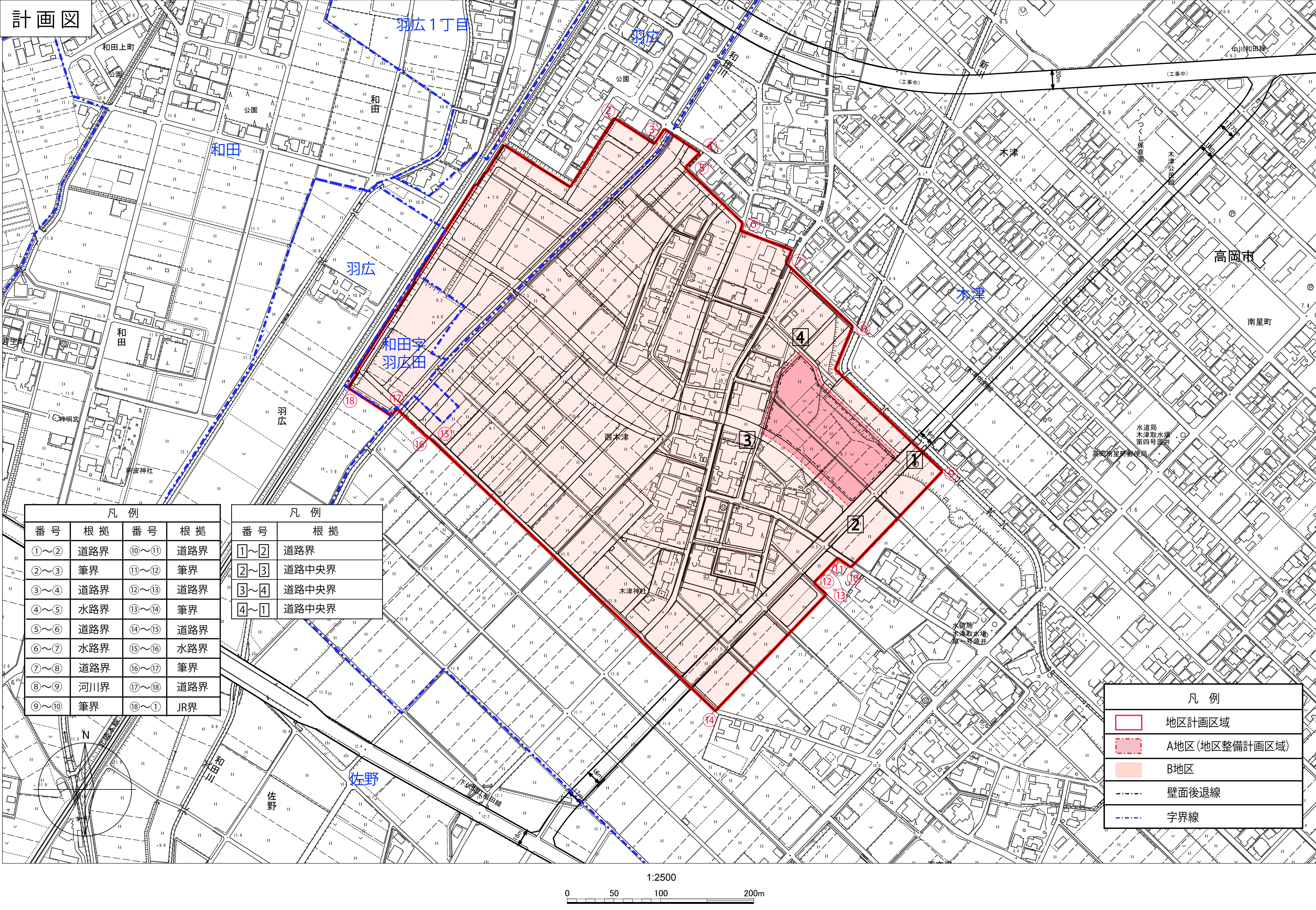
名 称		木津地区地区計画
位 置		高岡市木津、羽広及び和田字羽広田の各一部
面 積		約 2 1 . 0 ha
地区計画の目標		当地区は、高岡市の中心である JR 高岡駅から南西約 2.0 km、能越自動車道高岡 IC から約 2.7km、さらに平成 26 年度に開業予定の北陸新幹線新駅から約 2.0km という交通至便な位置にある。 当地区では、木津土地区画整理事業により、都市計画道路木津佐野線の幹線街路、並びに公園などの都市基盤施設の整備が進められている。 本計画は、土地区画整理事業等の効果の維持増進を図り、良好な居住環境及び周辺環境と調和のとれた快適で健全な市街地の形成を目指すものである。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区東側を縦貫する都市計画道路木津佐野線と地区東西を横断する主要区画道路（W=12.0m）の交差部の北西街区（A 地区）には、周辺の住環境の維持保全に配慮しながら、地域住民の利便性の向上を図るため、商業施設の誘導を図る。 上記以外の地区（B 地区）は、良好な居住環境の維持・形成を図る。
	地区施設の整備方針	都市計画道路木津佐野線を基幹として、主要区画道路（W=12.0m）を地区中央に配置するとともに、宅地利用にあわせ、区画道路を適正に配置する。 また、歩行者の通行利便性を確保するため、歩行者専用道路を配置し、これらの道路を土地区画整理事業により整備する。さらに、地区内に公園を設け、生活環境の維持・向上を図る。
	建築物等の整備方針	1 A 地区は、周辺の住環境に配慮しながら、地域住民に日常生活の利便増進を図る店舗の立地を図る地区とする。 2 B 地区は、良好な中高層住宅の立地を図る。

地区整備計画	建築物等に関すること	地区の区分	地区の名称	木津地区A地区
			地区の面積	約1. 1 ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えないもの。 (2) 前号の建築物に附属するもの。
		壁面の位置の制限		道路境界線（隅切部分を除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、かつ、平屋の附属建築物（以下「附属建築物」という。）は0.5メートルとし、附属建築物以外は次のとおりとする。 (1) 幅員が 8 メートル以上の道路に接する敷地については、2.0メートル。 (2) 前号以外の道路に接する敷地については、1.5メートル。
	垣又はさくの構造の制限		高さは、建築物の敷地に接する道路の路面の中心から1.2メートル以下とする。	
備考	用途制限は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の規定の例による。			

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

本地区において、良好な居住環境及び周辺環境と調和のとれた快適で健全な市街地の形成を図るため、地区計画を本案のとおり決定するものである。



計画図

凡 例			
番号	根 拠	番号	根 拠
①～②	道路界	⑩～⑪	道路界
②～③	筆界	⑪～⑫	筆界
③～④	道路界	⑫～⑬	道路界
④～⑤	水路界	⑬～⑭	筆界
⑤～⑥	道路界	⑭～⑮	道路界
⑥～⑦	水路界	⑮～⑯	水路界
⑦～⑧	道路界	⑯～⑰	筆界
⑧～⑨	河川界	⑰～⑱	道路界
⑨～⑩	筆界	⑱～①	JR界

凡 例	
番号	根 拠
①～②	道路界
②～③	道路中央界
③～④	道路中央界
④～①	道路中央界

凡 例	
	地区計画区域
	A地区 (地区整備計画区域)
	B地区
	壁面後退線
	字界線

